

川越市立図書館雑誌カバー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川越市立図書館（以下「図書館」という。）の資料の充実を図ることを目的に、図書館が購入する雑誌のカバー（以下「カバー」という。）及び雑誌架に広告を掲示することに関し、川越市広告掲載に関する要綱（平成20年10月28日市長決裁。以下「要綱」という。）及び川越市広告掲載基準（平成20年10月28日市長決裁。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲示媒体)

第2条 広告掲示媒体は、次のとおりとする。

- (1) 図書館が購入する雑誌の最新号に掛けるカバー
- (2) 広告を掲示したカバーを掛けた雑誌を排架する書架

(広告の範囲)

第3条 カバー及び書架に広告を掲示できる者、広告の内容及び範囲は、要綱第3条及び基準の規定によるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は、掲示しないものとする。

(広告の規格及び掲示位置等)

第4条 広告の規格は別表のとおりとする。また掲示位置等については次のとおりとする。

- (1) カバーの広告掲示位置は、表表紙の中央とする。ただし、やむを得ない事由により中央へ掲示することが適当でない認められる場合は、広告を掲示する者（以下「広告主」という。）と市で協議の上、表表紙の別の位置に掲示することとする。
- (2) カバーに広告を掲示した雑誌の排架位置は、市長が指定することとする。
- (3) 雑誌架の広告掲示位置は、市長が指定することとする。
- (4) カバー及び雑誌架に掲示する広告の内容は、広告主の名称等同一のものをを用いることとし、紙媒体に印刷したものをを用いる。

(広告の掲示期間)

第5条 広告の掲示期間は、広告の掲示を決定した日の翌年度1年間（4月1日

から3月31日まで)とする。

- 2 市長は、広告の掲示を希望する者(以下「掲示希望者」という。)が、年度の途中から掲示を希望するときは、当該年度の3月31日までの間1箇月を単位とし、これを認めることができる。

(対象雑誌)

第6条 カバー及び雑誌架に広告を掲示することができる雑誌の種類は、市長が別に定める。

(広告掲示の募集)

第7条 広告掲示の募集は、図書館ホームページ等により行うものとする。

(広告掲示料)

第8条 広告掲示料は、雑誌の購入価格等を考慮して、市長が決定する。

- 2 広告主は、広告掲示料を市長の指定する期日までに納付するものとする。

(広告掲示の申込み)

第9条 掲示希望者は、川越市立図書館雑誌カバー広告掲示申込書(様式第1号)により申し込むものとする。

- 2 申込みの受付方法は、市長が指定することとする。

(広告掲示の決定)

第10条 市長は、第3条の規定に基づき、広告掲示の可否を決定する。

- 2 前項の規定により広告掲示の可否を決定したときは、その結果並びに掲示内容及び条件等について、川越市立図書館雑誌カバー広告掲示決定通知書(様式第2号)又は川越市立図書館雑誌カバー広告不掲示決定通知書(様式第3号)により掲示希望者に通知するものとする。

- 3 市長は、カバー及び雑誌架に広告を掲示する雑誌及びその所蔵館が重複した場合にあっては、申込み先着順とする。

(広告の作成、提出及び掲示等)

第11条 広告は、市及び図書館の公共性を損なわないものであって、要綱第5条の規定に基づき広告主が作成するものとする。

- 2 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で提出するものとする。
- 3 広告原稿の印刷、掲示及び撤去は、図書館が行うものとする。ただし、用

紙等の希望がある場合は、広告主が印刷することができることとする。

(広告内容の審査及び協議)

第12条 市長は、市及び図書館の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告の内容等について審査を行うものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、広告の内容等について広告主と協議するものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、広告掲示期間内に広告の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市との協議を経て、変更しようとする月の前月の10日までに、市長に届け出るものとする。

2 市長は、広告の内容等が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、またはこの要領等に抵触すると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲示の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを経ることなく、カバー及び雑誌架への広告の掲示を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲示料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条第2項の規定により広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) その他、カバー及び雑誌架への広告掲示が適切でないと市長が判断したとき

(広告掲示の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、カバー及び雑誌架への広告掲示を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲示を取り下げた場合は、納付済みの広告掲示料は返還しない。

(広告掲示料の返還)

第16条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲示を取り消したときは、納付済の広告掲示料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲示料は、掲示を取り消した月以降の納付済み月額総額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲示料には、利子を付さない。

(対象雑誌が休刊した場合の措置)

第17条 対象雑誌が休刊又は廃刊になった場合は、広告主と市と協議の上、別の雑誌に切り替える。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲示された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が終了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、川越市立図書館雑誌カバー広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月28日から施行する。